

ID: 76-2

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	村田町武家屋敷(旧田山家)条例 第9条第1項					
例 規 番 号	平成29年条例第2号					
【基準】						
<p>第9条第1項の規定による。</p> <p>(使用料及び使用時間)</p> <p>第9条 武家屋敷の使用料及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、使用上特に必要と認めるときは、町長が別に定めることができる。</p> <p>2 前条第1項の規定により武家屋敷の管理を指定管理者に行わせた場合において、武家屋敷の利用者は、使用料を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により納付された利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4 使用料及び使用時間は、別表の範囲内において町長が別に定める。ただし、前条第1項の規定により指定管理者に武家屋敷の管理を行わせる場合は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 町長は、第5条第1項の規定による使用許可を受けた者が使用する日若しくは使用する日の前日に許可の取り下げを申し出たとき又は第7条の規定による許可の取り消し、若しくは使用の停止をしたときは、取消料を徴収することができる。</p>						
備考						
<p>【共通担当部署】</p> <p>まちづくり振興課</p> <p>教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館</p>						
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			